



はじめに

現在、わが国ではライフスタイルの多様化による出生率の低下や、さまざまな要因で、依然として急速な少子化の状況が続いています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化により子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくなく、待機児童の問題や児童虐待の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しい状況にあります。これらの課題に対処し、子育てしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いのしくみを構築することが求められています。

本市では、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、子育て支援に関する総合的な取り組みを推進してまいりました。

また、平成24年8月には、「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されることから、新たに、この「座間市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

新制度に基づく新たな子育て支援は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、保育の量の拡大・質の改善、地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。また、事業計画の基本理念は、平成26年度までの「次世代育成支援（子育て支援）行動計画」の基本理念である「すべての子どもと親が安心して子育て・子育てできる市民協働のまち座間」を引き継いでいます。

事業計画策定にあたっては、子育て家庭4,500世帯へのアンケート調査をはじめ、子ども・子育て会議での熱心なご審議やパブリックコメントをとおして、市民の皆様、関係機関・団体の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきました。

この事業計画の推進にあたっては、市民の皆様にも、それぞれの立場で「子育て支援」への機運を盛り上げていただきたく、お願い申し上げます。

結びに、本事業計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

座間市長 遠藤 三紀夫

目次

第1部 総論

第1章	計画の策定にあたって.....	1
(1)	計画の背景.....	1
(2)	計画の位置付け.....	1
①	子ども・子育て支援法に基づく計画.....	1
②	次世代育成支援（子育て支援）行動計画を反映した計画.....	2
(3)	計画の期間.....	3
第2章	計画の基本的な考え方.....	4
(1)	基本理念.....	4
(2)	教育・保育提供区域の設定.....	4
(3)	計画の構成.....	5
第3章	ニーズ調査結果の概要について.....	6
(1)	人口推計.....	6
(2)	調査の目的.....	7
(3)	就学前児童.....	7
①	子育て家庭の状況について.....	8
②	子育て環境について.....	8
③	保護者の就労状況.....	8
④	教育・保育事業の利用状況について.....	9
⑤	子育て支援事業の利用状況について.....	11
⑥	土日・休日・長期休暇中の教育・保育事業の利用希望.....	13
⑦	病気の際の対応について.....	13
⑧	不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について.....	15
⑨	小学校就学後の放課後の過ごし方について.....	16
⑩	職場の両立支援制度について.....	18
(4)	就学児童.....	19
①	保護者の就労状況.....	20
②	放課後の過ごし方について.....	20
③	児童ホームの利用状況について.....	21
④	民間事業者が行う放課後児童クラブの利用状況について.....	23
⑤	子育て支援全般について.....	24

第2部 各論

第4章 子ども・子育て支援事業.....	25
（1） 教育・保育事業の充実（待機児童の解消）	25
（2） 地域子ども・子育て支援事業.....	27
① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	27
② 一時預かり事業.....	29
③ 病児保育事業.....	31
④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	32
⑤ 妊婦健康診査事業.....	33
⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	34
⑦ 養育支援訪問事業.....	34
⑧ 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）	35
⑨ 延長保育事業.....	36
第5章 その他の関連事業の展開.....	37
（1） 次世代育成支援（子育て支援）行動計画から継承する事業等.....	37
① 安心して子育てできる地域の支援.....	37
② 親子が健やかに育つための支援.....	39
③ 子育てに安全・安心な地域づくり.....	41
④ 要保護児童・家庭への自立支援.....	42
⑤ 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み.....	44
参考資料	
【資料1】座間市子ども・子育て支援会議規則.....	48
【資料2】子ども・子育て支援新制度に関する法令等.....	50

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画の背景

急速な少子化の進展を受けて、子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な施策が講じられてきましたが、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定されました。

これらの法に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されるにあたり、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

本市においては、これまで、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画」（前期 平成17年度～平成21年度、後期 平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援に関する施策に総合的に取り組んできました。

新たに策定する「座間市子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの取り組みを生かし、また、子ども・子育て支援新制度の「子どもの最善の利益」が実現する社会をめざすとの考え方を基本とし、すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子育てできる社会の実現をめざしてこの計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

① 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

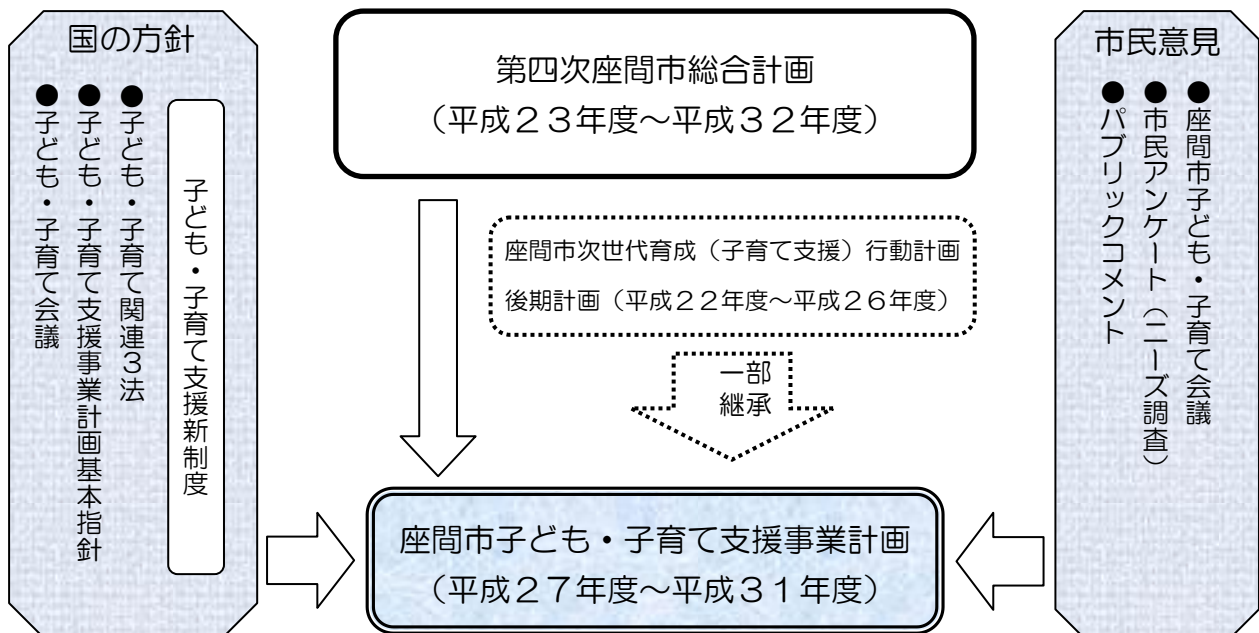
② 次世代育成支援（子育て支援）行動計画を反映した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することになりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することになりますが、子ども・子育て支援法による「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたため、「市町村行動計画」の策定は任意となりました。

本市では、他計画に記載のある事業や、達成度が高かった事業を除き、座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画の内容を本計画に継承し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることにします。

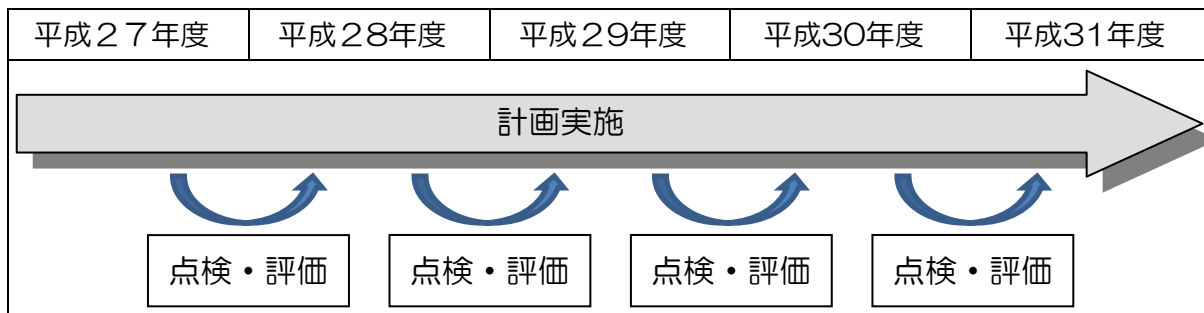
また、放課後子ども総合プランに基づく取り組みとして、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、庁内連携のもとで一体型または連携型による児童ホームと放課後子供教室を計画的に整備していきます。

座間市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



(3) 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間で計画期間とします。



※各年度において進捗状況の点検、評価を行う。

第2章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

座間市は、子ども・子育て支援法の基本理念に基づき、また、座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画の基本理念を引継ぎ、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できる社会の実現」をめざし、「すべての子どもと親が安心して子育て・子育てできる市民協働のまち 座間」を計画の基本理念とします。

座間市の基本理念

**すべての子どもと親が
安心して子育て・子育てできる市民協働のまち 座間**

子ども・子育て支援法の基本理念（抜粋）

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(2) 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援事業計画」の国の基本指針においては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することとされています。

座間市は、市域面積が約17.58km²と小さく、市域のほぼ全域が市街化されていることなどから、区域区分を行わず、教育・保育提供区域は市内を1区域として設定します。

(3) 計画の構成

総論

第1章 計画策定にあたって

【計画の背景、計画の位置付け、計画の期間】

第2章 計画の基本的な考え方

【基本理念、教育・保育提供区域の設定、計画の構成】

第3章 ニーズ調査結果の概要

【就学前児童、就学児童】

各論

第4章 子ども・子育て支援事業

計画必須事項

【教育・保育事業の充実】

待機児童の解消

地域の実情に応じて実施する事業

【地域子ども・子育て支援事業】

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）、一時預かり事業、病児保育事業、
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、妊婦健診事業、
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、
放課後児童健全育成事業（児童ホーム）、延長保育事業

第5章 その他の関連事業の展開

【次世代育成支援（子育て支援）行動計画から継承する事業等】

安心して子育てできる地域の支援、親子が健やかに育つための支援、
子育てに安心・安全な地域づくり、要保護児童・家庭への自立支援、
放課後子ども総合プランに基づく取り組み

第3章 ニーズ調査結果の概要について

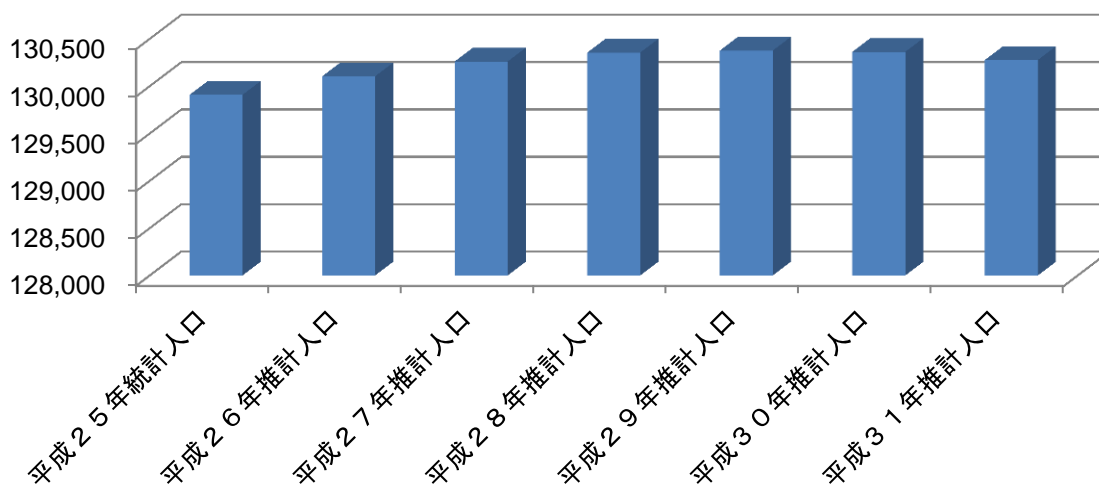
(1) 人口推計

現在の座間市の人口は昭和46年の市制施行時の62,741人から、2倍を超える人数となっています。

今後の推計は、平成29年の130,375人をピークに緩やかな減少と予想されています。また、年少人口（0～14歳）の推計については、減少傾向であると予想されています。

座間市の人口推計（平成25年～31年）

（人）

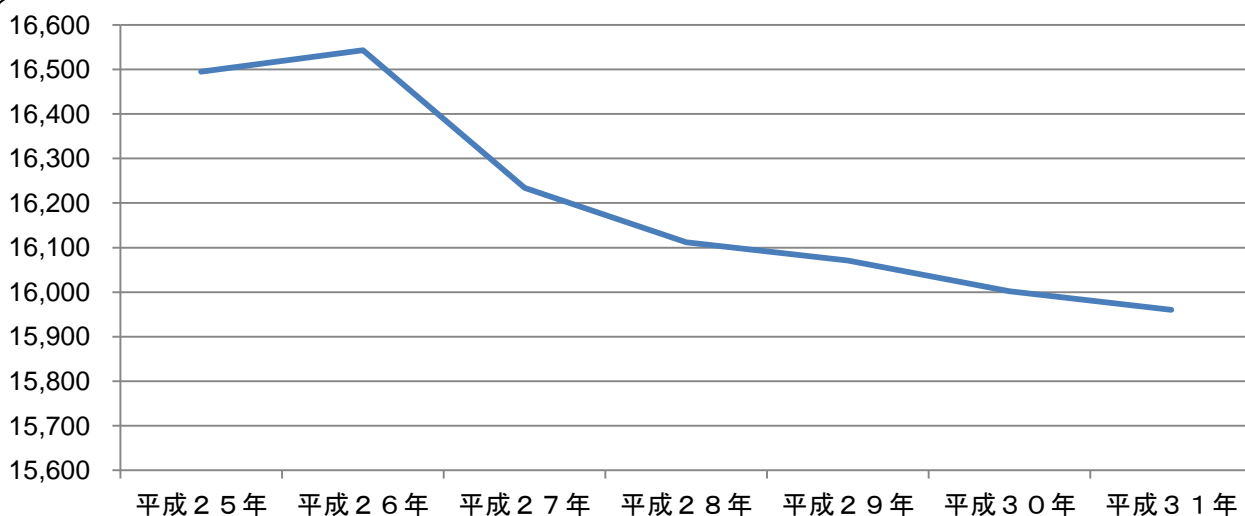


※各年1月1日現在の数値です。

資料：平成25年10月座間市人口及び世帯数の将来推計

年少人口（0～14歳）の推計

（人）



※各年1月1日現在の数値です。

資料：平成25年10月座間市人口及び世帯数の将来推計

(2) 調査の目的

座間市では、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、座間市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするため、就学前児童及び就学児童を持つ子育て家庭の現状と今後の子育て支援に対する要望・意見などのニーズ調査を実施しました。

(3) 就学前児童

・調査対象

座間市内在住の就学前児童のいる3,000世帯

・調査期間

平成25年12月12日(木)から平成25年12月26日(木)まで
※回収率を上げるため、調査期間の延長を行った。

・調査項目

- 子育て家庭の状況（世帯構成、保護者の就労状況等）
- 定期的な教育・保育事業の利用状況
- 子育て支援事業の利用状況
- 土日・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望
- 病気の際の対応
- 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
- 小学校就学後の放課後の過ごし方
- 職場の両立支援制度

・回収結果

配布数	回収数	回収率
3,000	1,150	38.3%

・調査結果（未就学児童）

① 子育て家庭の状況について

ア 回答者の配偶関係

回答者の95.2%が「配偶者のいる」家庭となっており、「配偶者のいない」家庭は4.8%である。

イ 家庭での主な保育者

主な保育者は「母親」が最も多く53.2%、次いで「父母ともに」が45.9%、「父親」は0.2%に過ぎない。

② 子育て環境について

ア 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時には祖父母等にみてもらえる」が最も多く57.2%あり、「日常的に祖父母等親族にみてもらえる」が21.5%、「緊急時にみてもらえる友人・知人がいる」が18.9%、「日常的にみてもらえる友人・知人がいる」が3.5%となっている。

イ 子育ての相談相手

相談できる人は「いる」との回答が93.9%あった。

相談相手としては「祖父母等」が最も多く79.0%、次いで「友人・知人」が77.8%、「幼稚園教諭」が19.8%、「保育士」が17.6%となっている。

ウ 子育てのためにあればよいと思うサポート

「心配ごとなどを心よく聞いてくれるところ」「何時でも問合せができる窓口」など子育ての相談窓口や、「やむを得ない時に預かってくれる場」「いつでも気軽に預けることができる施設」など子どもを安心して預けられる場所に対する要望が多い。

③ 保護者の就労状況

ア 母親の就労状況

母親の「フルタイム」就業者は14.4%で、「パート・アルバイト等」も含め、就労しながら子育てを行っているのは35.0%で、産休・育休・介護休業中を含めると40.9%となる。

就労している人では、就労日数は「5日」、就労時間は「8時間」が最も多い。

一方、「就労したことがない」と「以前は就労」を合わせると、約6割の人が現在は就労していない。

イ 父親の就労状況

父親の就労状況は「フルタイム」が98.2%となっている。

就労日数は「5日」、就労時間は「10時間」が最も多い。

ウ パート・アルバイトからフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望は42.4%あるが、33.6%は「見込み無」と答えている。父親は、対象者の全てがフルタイムへの転換を希望しているが、3分の2は「見込み無」と答えている。

エ 非就労者の就労希望（母親）

現在就労していない母親の就労希望は、「子どもが成長したら就労」が48.5%で最も多く「すぐにでも就労したい」も含めると、77.0%の母親が就労を希望している。

希望する就労形態は、「パート・アルバイト等」が9割近くを占めている。

「パート・アルバイト等」での希望就労日数は「週3日」が最も多く、希望就労時間は「1日4時間」が最も多くなっている。

④ 教育・保育事業の利用状況について

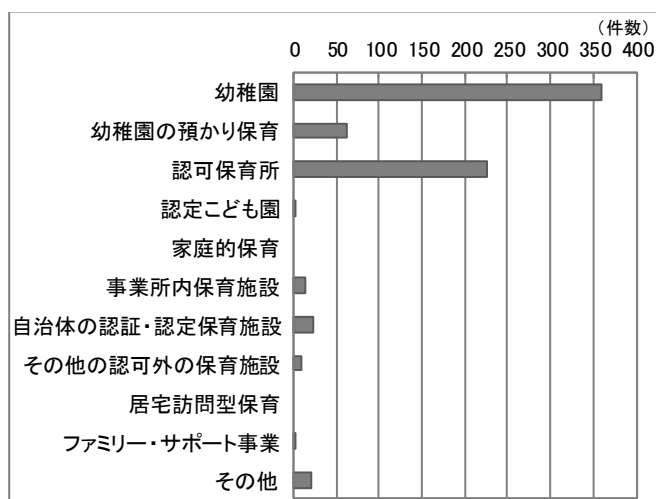
ア 教育・保育事業の利用状況

半数を超える57.2%が、定期的な教育・保育の事業を利用している。

利用事業は「幼稚園」が最も多く、次いで「認可保育所」となっている。

■利用している教育・保育事業

教育・保育事業	回答数	割合
1 幼稚園	359	55.1%
2 幼稚園の預かり保育	62	9.5%
3 認可保育所	226	34.7%
4 認定こども園	3	0.5%
5 家庭的保育	0	0.0%
6 事業所内保育施設	14	2.1%
7 自治体の認証・認定保育施設	22	3.4%
8 その他の認可外の保育施設	9	1.4%
9 居宅訪問型保育	0	0.0%
10 ファミリー・サポート事業	3	0.5%
11 その他	21	3.2%
合計	719	
対象者数	652	



イ 利用日数

現在の利用日数は「週当たり5日」が86.7%を占め、最も多くなっている。

希望利用日数では、「週当たり5日」が最も多いことには変わらないが、「週当たり5.5日、6日」も合計で9.7%となっている。

■利用実績

週当たり利用日数	回答数	割合
0.5日	1	0.2%
1.0日	18	2.9%
1.5日	0	0.0%
2.0日	3	0.5%
2.5日	2	0.3%
3.0日	10	1.6%
3.5日	1	0.2%
4.0日	22	3.5%
4.5日	4	0.6%
5.0日	543	86.7%
5.5日	4	0.6%
6.0日	18	2.9%
6.5日	0	0.0%
7.0日	0	0.0%
合計	626	100.0%
無効 複数回答	1	
回答なし	25	
総回答数	652	

■希望利用日数

週当たり利用日数	回答数	割合
0.5日	0	0.0%
1.0日	8	1.7%
1.5日	0	0.0%
2.0日	3	0.6%
2.5日	2	0.4%
3.0日	4	0.8%
3.5日	3	0.6%
4.0日	14	2.9%
4.5日	2	0.4%
5.0日	398	82.7%
5.5日	5	1.0%
6.0日	42	8.7%
合計	481	100.0%
回答なし	171	
無効 複数回答	0	
総回答数	652	

ウ 利用時間

現在の利用時間は「1日当たり5時間」が32.1%と最も多くなっている。

希望利用時間は「1日当たり6時間」が22.9%と最も多くなっている。

■利用実績

日当たり利用時間	回答数	割合
1	11	1.8%
1.5	1	0.2%
2	6	1.0%
2.5	3	0.5%
3	5	0.8%
3.5	0	0.0%
4	11	1.8%
4.5	5	0.8%
5	200	32.1%
5.5	9	1.4%
6	88	14.1%
6.5	1	0.2%
7	54	8.7%
7.5	2	0.3%
8	59	9.5%
8.5	3	0.5%
9	56	9.0%
9.5	3	0.5%
10	65	10.4%
10.5	6	1.0%
11	29	4.6%
11.5	2	0.3%
12	5	0.8%
合計	624	100.0%
回答なし	27	
無効 複数回答	1	
総回答数	652	

■希望利用時間

日当たり利用時間	回答数	割合
1	4	0.8%
1.5	0	0.0%
2	5	1.1%
2.5	0	0.0%
3	1	0.2%
3.5	0	0.0%
4	5	1.1%
4.5	0	0.0%
5	35	7.4%
5.5	2	0.4%
6	109	22.9%
6.5	4	0.8%
7	78	16.4%
7.5	2	0.4%
8	71	14.9%
8.5	1	0.2%
9	46	9.7%
9.5	2	0.4%
10	50	10.5%
10.5	3	0.6%
11	31	6.5%
11.5	1	0.2%
12	19	4.0%
12.5	0	0.0%
13	6	1.3%
合計	475	100.0%
回答なし	177	
総回答数	652	

エ 利用場所と利用の有無

利用している教育・保育事業の所在地は80.7%が座間市となっている。

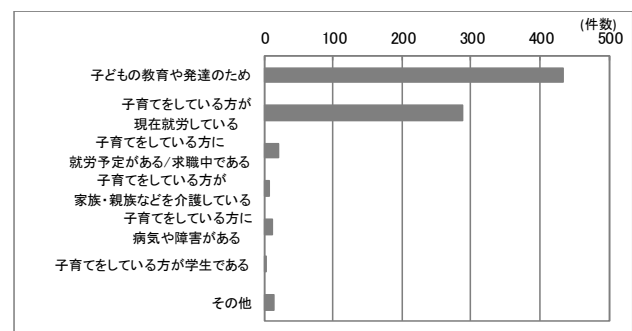
教育・保育事業を利用している理由としては、「子どもの教育や発達のため」との回答が最も多く、67.3%となっているが、「子育てをしている人が就労しているため」との回答も44.3%みられた。

利用していない理由としては、「必要がない」との回答が最も多く、次いで「子どもが小さいため」となっている。

「子どもが小さいため」の回答では、「3歳になったら利用」が最も多く50.3%、次いで「4歳」が33.7%となっている。

■利用理由

利用している理由	回答数	割合
1 子どもの教育や発達のため	439	67.3%
2 子育てをしている方が現在就労している	289	44.3%
3 子育てをしている方に就労予定がある/求職中である	18	2.8%
4 子育てをしている方が家族・親族などを介護している	6	0.9%
5 子育てをしている方に病気や障害がある	12	1.8%
6 子育てをしている方が学生である	0	0.0%
7 その他	12	1.8%
合計	776	
対象者数	652	



オ 今後の利用希望

利用したい教育・保育事業として最も多かったのは「幼稚園」で68.2%、次いで「幼稚園の預かり保育」が39.7%、「認可保育所」が37.4%となっている。

利用したい場所としては、90.8%が座間市内と回答している。

⑤ 子育て支援事業の利用状況について

ア 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業を「利用している」回答者は14.6%に過ぎないが、「今後利用したい」との回答が25.1%みられる。

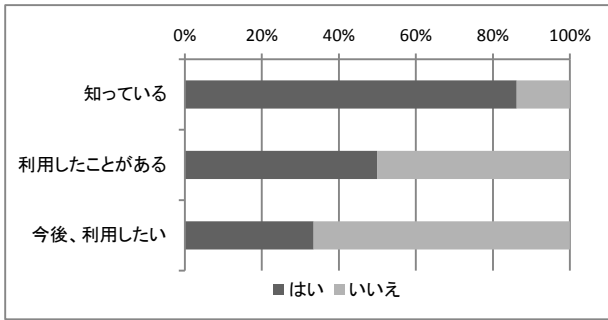
イ 事業の認知度

座間市で実施されている事業のうち、「母親・父親教室、両親学級、育児学級」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「子育て支援情報誌（ざまっぴ）」については、認知度が8割を超えている。

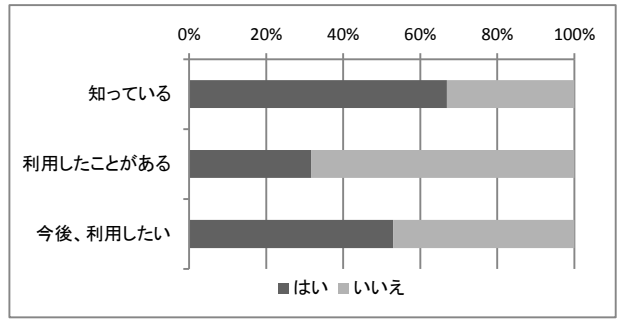
また、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「子育て支援情報誌（ざまっぴ）」については、利用経験も5割を超えている。

「今後利用したい」ものとしては、「子育て支援情報誌（ざまっぴ）」が最も多く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「市役所の子育て関連窓口」となっている。

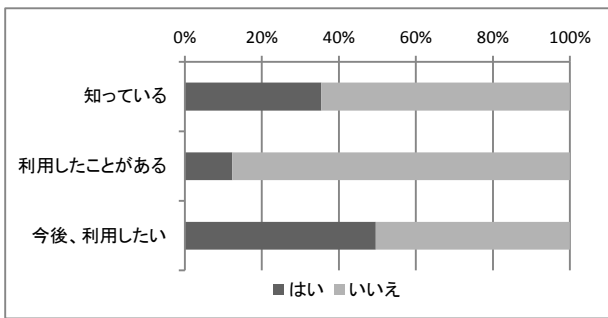
①母親・父親教室、両親学級、育児学級



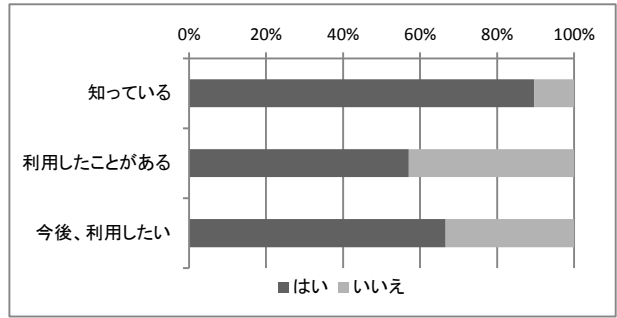
②健康センターの情報・相談事業



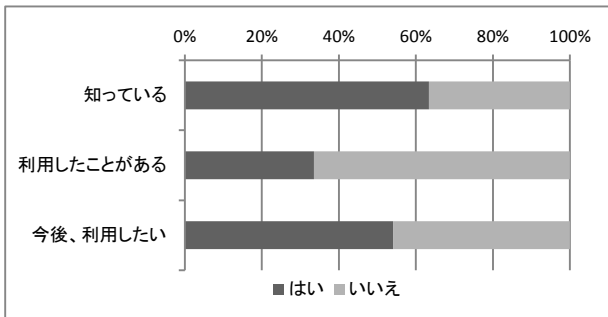
③家庭教育に関する学級・講座



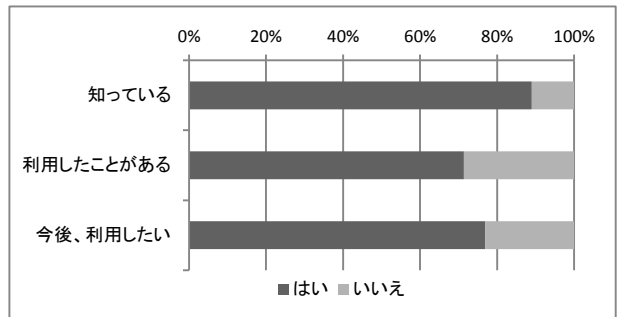
④保育所や幼稚園の園庭等の開放



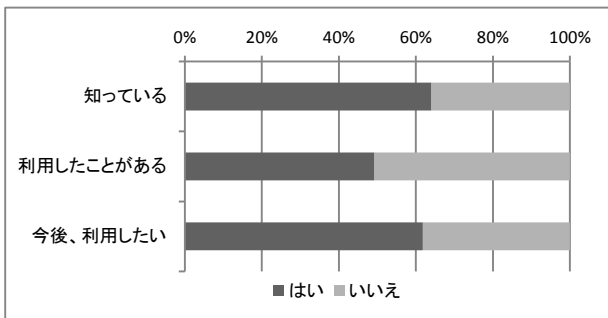
⑤市役所の子育て関連担当窓口



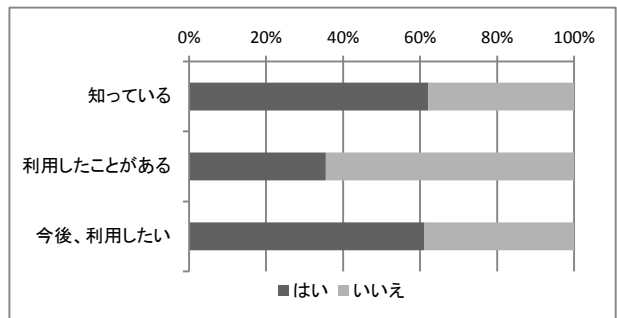
⑥子育て支援情報誌（ざまっぷ）



⑦子育てカレンダー



⑧子育てフェスティバル



⑥ 土日・休日・長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

ア 土曜日の利用希望

土曜日は「利用する必要はない」との回答が37.6%と最も多く、次いで「月1～2回利用したい」が24.4%、「毎週利用したい」が7.7%となっている。

「ほぼ毎週利用したい」場合の利用希望時間帯は「8時～18時」、「月に1～2回は利用したい」場合の利用希望時間帯は「9時～17時」が最も多くなっている。

イ 日曜日・祝日の利用希望

日曜日・祝日は「利用する必要がない」との回答が土曜よりも多く44.2%、次いで「月1～2回利用したい」が16.5%、「毎週利用したい」が2.9%となっている。

利用時間帯の希望は土曜と同じで、「ほぼ毎週利用したい」場合の利用時間帯としては「8時～18時」、「月に1～2回利用したい」場合の利用時間帯としては、「9時～17時」が最も多くなっている。

ウ 「月1～2回利用したい」理由

毎週ではなく、月に1～2回利用したい理由としては、「月に数回仕事が入るため」が最も多く44.6%となっている。

また、「その他」として「夫婦2人の時間確保のため」などの意見がみられた。

エ 幼稚園利用者の長期休暇中の事業の利用希望

長期休暇中の幼稚園の利用希望については、「数日利用したい」が最も多く53.4%、「毎日利用したい」が11.5%であったが、一方、「利用する必要はない」との回答も35.1%あった。

「毎日利用したい」場合の利用希望時間帯は「8時～18時」が最も多く、「数日利用したい」場合の利用希望時間帯は「9時～15時」が最も多い。

オ 長期休暇中に週に数日利用したい理由

週に数日利用したい理由としては、「息抜き」が最も多く49.1%、次いで「買い物等の用事を済ませるため」が48.7%となっている。

また、「その他」として、「お友達と遊ばせてあげたい」「仕事がしたい」などの意見がみられた。

⑦ 病気の際の対応について

ア 病気の際の教育・保育事業の利用について

最近1年間で、子どもが病気やケガで幼稚園や保育園を休んだことがあるのは77.6%となっている。

イ 病気の際の対処方法

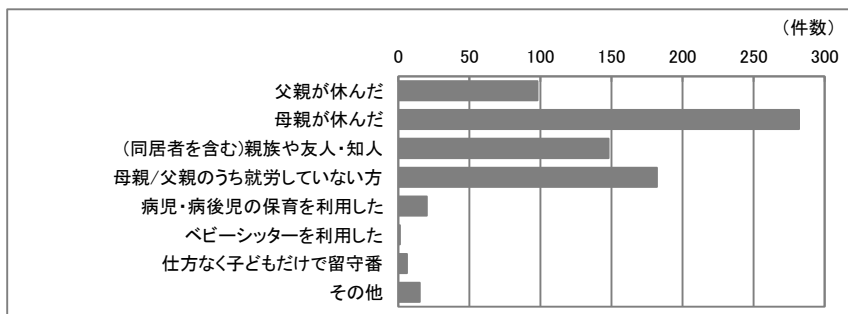
子どもが病気の際の対処方法としては、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「母親や父親のうち就労していない方が子どもをみた」となっている。

「その他」には「職場に連れて行った」という意見も見られた。

「父親が休んだ」場合の日数は「1日」から「3日」までが63.9%を占め、「10日」以上は12.3%となっている。

一方、「母親が休んだ」場合の日数は「1日」から「3日」までが40.8%、「10日」以上が33.4%となっている。

■病気の際の対処方法



ウ 就労している母親・父親が観た場合の病児・病後児保育の利用意向

半数以上が、子どもの病気の際に、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思っている。

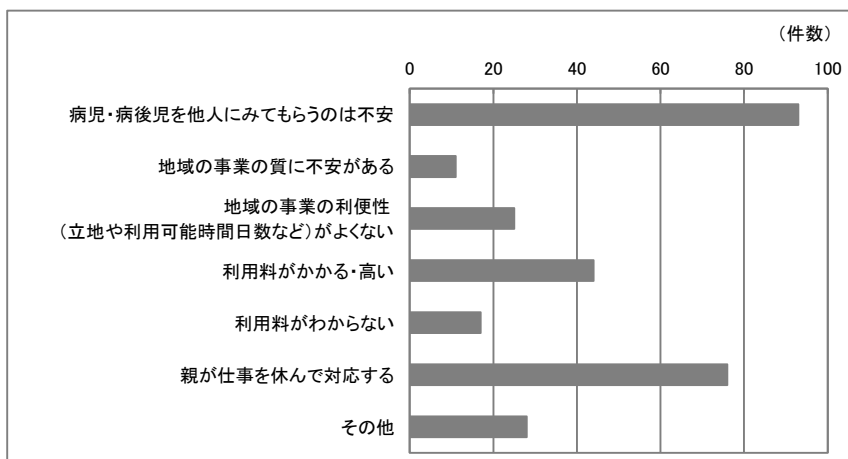
利用したい日数は、「3日」「5日」などの回答が多い。

病児・病後児を預ける施設の希望としては、「小児科に併設」が最も多い。

病児・病後児施設を利用したいと思わない理由としては、「他人にみてもらうのは不安」が最も多く、一方で、「親が休んで対応する」とする回答も多かった。

「その他」としては、「病気の時ぐらいいは側にいてあげたい」などの意見があった。

■病児・病後児施設を利用したくない理由



⑧ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

ア 不定期の教育・保育事業の利用状況

不定期に利用している事業としては、「幼稚園の預かり保育」が最も多く、次いで「一時預かり」となっている。

年間の利用日数は、「一時預かり」では「3日」が多く、「幼稚園の預かり保育」では「6日～10日」が多い。

利用していない理由としては、「特に利用する必要がない」が69.1%で最も多く、次いで「利用料がかかる・高い」が26.1%となっている。

利用していない人のうち利用希望者は約6割おり、利用目的としては「私用」が最も多く77.0%、次いで「冠婚葬祭」が69.5%、「不定期の就労」が27.6%となっている。

利用希望日数としては、「私用」「冠婚葬祭」「不定期の就労」のいずれの目的においても、「6日～10日」が最も多くなっている。

■利用状況

不定期に利用している事業	回答数	割合
1 一時預かり	87	7.6%
2 幼稚園の預かり保育	193	16.8%
3 ファミリー・サポート事業	11	1.0%
4 夜間養護等事業：トワイライトステイ	1	0.1%
5 ベビーシッター	1	0.1%
6 その他	14	1.2%
7 利用していない	851	74.0%
合計	1,158	
対象者数	1,150	

イ 宿泊を伴う一時預かり等の利用状況

保護者の用事で、子どもを泊りがけで預けなければならなかったことは、「なかった」が82.0%となっている。

子どもを泊りがけで家族以外に面倒を見てもらった回答者のうち、みてもらった相手は「親族・知人」が86.6%で、保育事業等の利用者は2.0%に過ぎない。

「仕方なく子どもを同行させた」との回答も14.9%あった。

「親族・知人」にみてもらった場合の困難度については、「非常に困難」が18.0%、「どちらかという困難」が33.5%で、併せると51.5%が「困難」と回答している。

⑨ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

ア 小学校低学年の放課後の過ごし方

放課後過ごさせたい場所としては、「自宅」が最も多く60.1%、次いで「習い事」が52.8%となっている。

「児童ホーム」の要望は29.8%あり、利用希望日数としては「5日」が最も多く、また利用希望時間帯は「下校時から18時まで」が多い。

■放課後の過ごし方（低学年）

放課後過ごさせたい場所	回答数	割合
1 自宅	107	60.1%
2 祖父母宅や友人・知人宅	32	18.0%
3 習い事	94	52.8%
4 児童館	9	5.1%
5 児童ホーム	53	29.8%
6 ファミリー・サポート事業	2	1.1%
7 その他	59	33.1%
合計	356	
回答者数	178	

イ 小学校高学年の放課後の過ごし方

放課後を過ごさせたい場所としては「習い事」が最も多く69.1%、次いで「自宅」が62.4%となっており、低学年と順位が逆転している。

「児童ホーム」の要望は19.1%あり、低学年同様、利用希望日数としては「5日」が最も多く、利用希望時間も「下校時から18時まで」が最も多い。

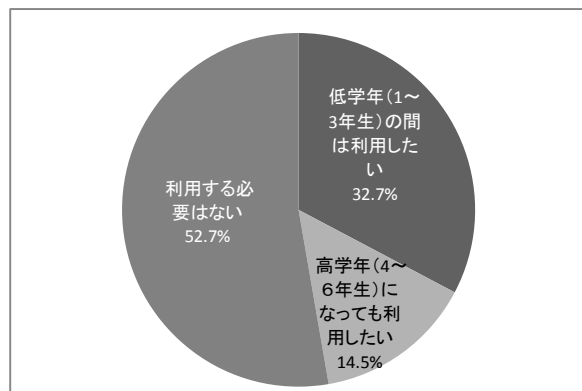
■放課後の過ごし方（高学年）

放課後を過ごさせたい場所	回答数	割合
1 自宅	111	62.4%
2 祖父母宅や友人・知人宅	35	19.7%
3 習い事	123	69.1%
4 児童館	12	6.7%
5 児童ホーム	34	19.1%
6 ファミリー・サポート事業	2	1.1%
7 その他	62	34.8%
合計	379	
回答者数	178	

ウ 土曜日の児童ホームの利用希望

土曜日の要望としては「利用する必要はない」が半数を超えているが、「低学年の間は利用したい」との回答も32.7%あった。

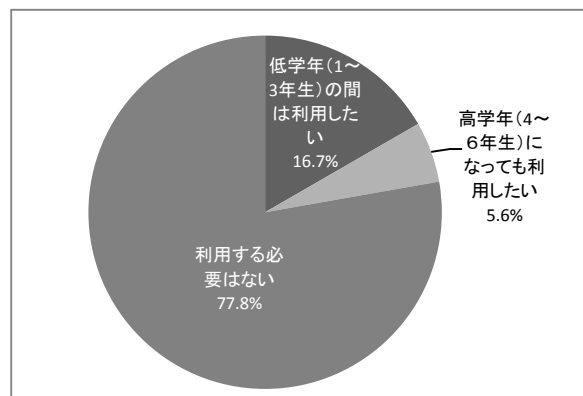
利用したい時間帯としては「低学年の間」「高学年になっても」とともに「8時から18時」が最も多くなっている。



エ 日曜・祝日の児童ホームの利用希望

日曜・祝日の要望としては「利用する必要はない」が77.8%と土曜よりも多いが、「低学年の間は利用したい」との回答も16.7%あった。

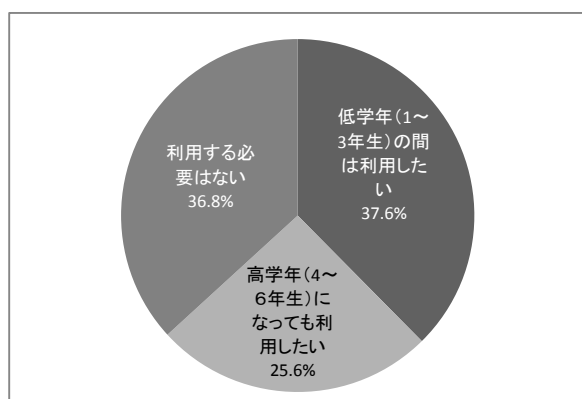
利用したい時間帯としては「低学年の間」「高学年になっても」とともに「8時から18時」が最も多くなっている。



オ 長期休暇中の児童ホームの利用希望

長期休暇中の利用希望としては「低学年の間は利用したい」との回答が37.6%と最も多く、「利用する必要がない」36.8%を上回っている。

利用したい時間帯としては「低学年の間」「高学年になっても」とともに「8時から18時」が最も多くなっている。



⑨ 職場の両立支援制度について

ア 育児休暇制度の取得状況

育児休暇を取得した人は、「母親」では22.2%、「父親」では2.0%となっている。

取得していない理由は、「母親」では「子育てに専念するため退職した」が最も多く56.3%、次いで「職場に戻るのが難しそうだった」が25.4%となっている。「父親」では、「配偶者が無職など利用する必要がなかった」が41.9%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が41.0%となっている。（複数回答）

イ 育児休業制度に対する希望

育児休業取得後、職場に復帰した人は、母親では73.7%、父親では85.7%となっている。

年度初めの入所に合わせて復帰した人は、母親では56.4%、父親では33.3%となっている。

育児休業取得期間は、母親・父親ともに、実際の取得期間よりも長い取得期間を希望している。

希望より早く復帰した理由は、母親では「希望する保育園に入所するため」が59.3%と最も多く、父親では「業務の節目に合わせるため」が50.0%と最も多くなっている。

希望より遅く復帰した理由は、母親では「希望する保育所に入れなかったため」が68.8%と最も多くなっている。

ウ 短時間勤務制度の取得状況

短時間勤務制度は、母親では「利用しなかった」が51.4%で、父親では「利用しなかった」が66.7%となっている。

利用しなかった理由としては、母親・父親ともに「職場に取りにくい雰囲気があった」が最も多く、母親では39.1%、父親では50.0%を占めている。

(4) 就学児童

・調査の対象

座間市内在住の就学児童（小学校1～3年生）のいる1,500世帯

・調査期間

平成26年2月7日（金）から平成26年2月23日（日）まで

・調査項目

- 子育て家庭の状況（世帯構成、保護者の就労状況）
- 放課後の過ごし方について
- 児童ホームの利用状況について
- 放課後児童クラブの利用状況について
- 一時預かり等の利用状況について
- 子育て支援全般について

・回収結果

配布数	回収数	回収率
1,500	631	42.1%

・調査結果（就学児童）

① 保護者の就労状況

ア 母親の就労状況

母親の「フルタイム」就業者は18.7%で、「パート・アルバイト等」も含め就労しながら子育てを行っているのは57.0%、産休・育休・介護休業中を含めると58.5%となっている。

就労している人では、就労日数は「5日」、就労時間は「8時間」が最も多い。また、「就労したことがない」と「以前は就労」を合わせると、41.5%の人が現在は就労していない。

イ 父親の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム」が99.2%となっている。

就労日数は「5日」、就労時間は「8時間」が最も多い。

ウ パート・アルバイトからフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望は24.9%となっている。

エ 非就労者の就労希望（母親）

現在就労していない母親の就労希望は、「就労したい」が40.9%で最も多く、「子どもが成長したら就労」も含めると、76.4%の母親が就労を希望している。

希望する就労形態は、「パート・アルバイト等」が95.4%を占めている。

「パート・アルバイト等」での希望週就労日数は、「3日」が最も多く、希望日就労時間は「4時間」が最も多くなっている。

② 放課後の過ごし方について

ア 事業に関する情報の入手先

放課後事業の情報の入手先としては、「知人・友人」が最も多く50.9%、次いで「学校」が46.0%となっている。（複数回答）

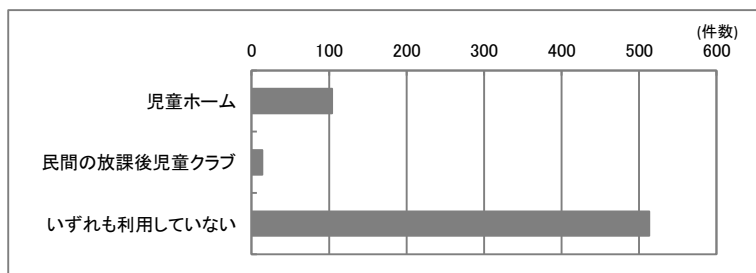
イ 放課後事業の利用状況

放課後事業としては「児童ホーム」、民間事業者が行う「放課後児童クラブ」が利用されているが、「利用していない」という回答が最も多い。（複数回答可）

利用していない理由としては、「保護者や祖父母が自宅にいるから」が最も多く73.5%、次いで習い事が34.9%となっている。（複数回答可）

今後利用したい施設としては「放課後子ども教室」が最も多く35.5%、次いで「児童ホーム」13.3%、民間事業者が行う「放課後児童クラブ」8.8%となっている。

■放課後事業の利用状況



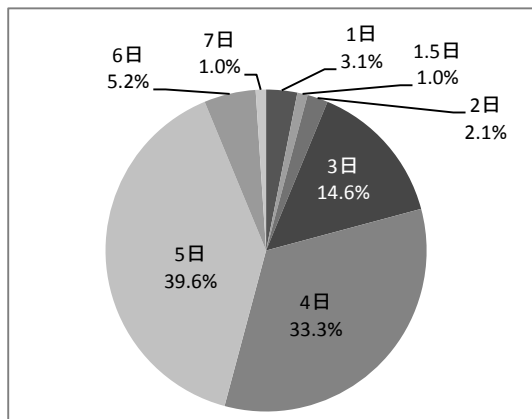
③ 児童ホームの利用状況について

ア 利用状況

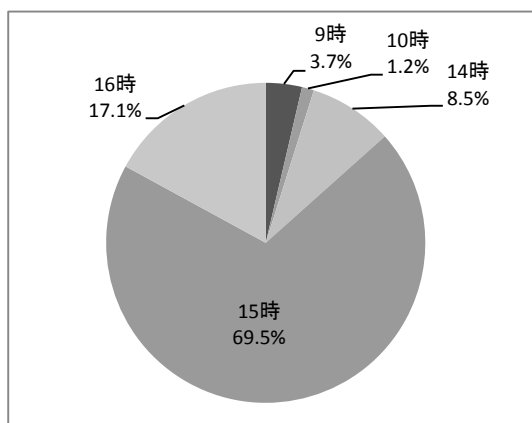
利用日数は「5日」が一番多く39.6%、次いで「4日」が33.3%となっている。

利用の開始時間は「15時」が最も多く、終了時間は「18時」が最も多くなっている。

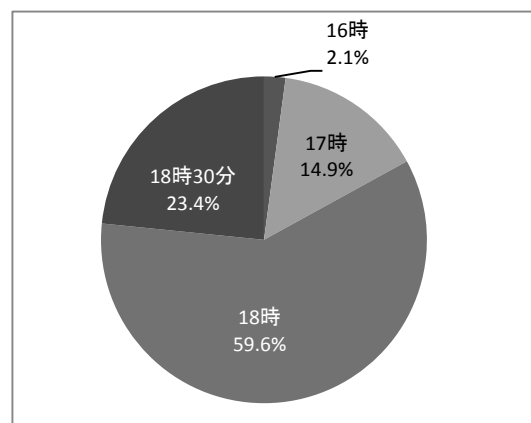
■ 1週間の利用日数



■ 開始時間



■ 終了時間

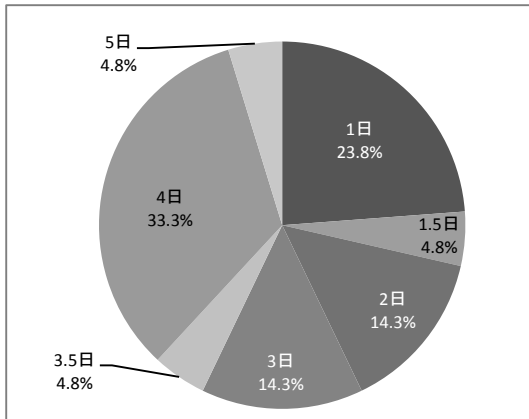


イ 土曜日の利用状況

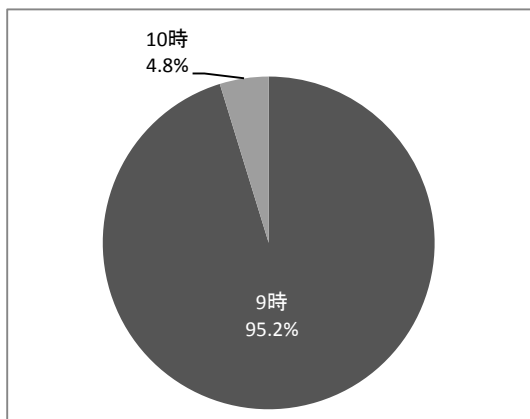
1ヶ月の間の土曜の利用日数は「4日」が最も多く33.3%となっている。

利用の開始時間は「9時」が最も多く、終了時間は18時が最も多くなっている。

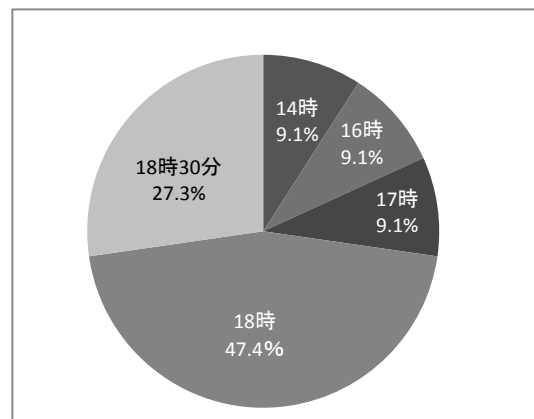
■ 1ヶ月の利用日数



■ 開始時間



■ 終了時間

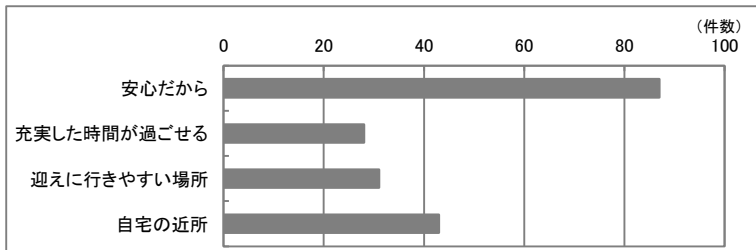


ウ 児童ホームを選んでいる理由と利用が子どもに与えた影響

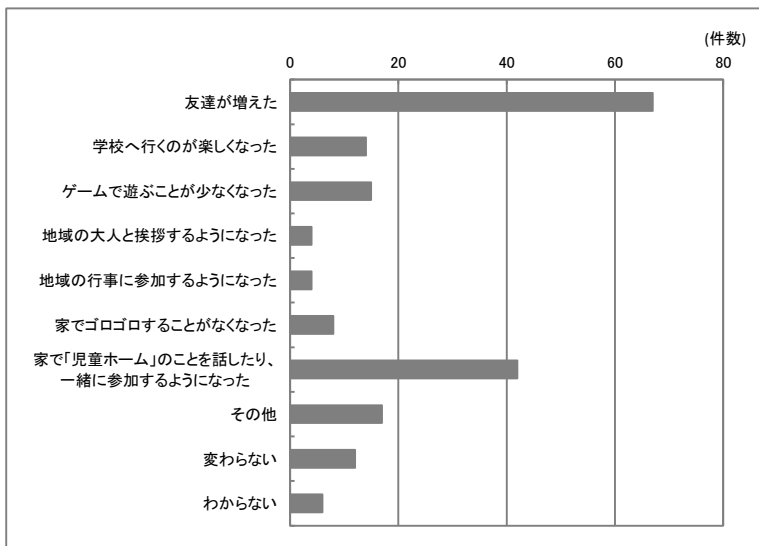
利用している児童ホームを選んでいる理由としては、「安心だから」が最も多く、次いで「自宅の近所」となっている。

児童ホームを利用して、「友達が増えた」という回答が最も多く、次いで「学校へ行くのが楽しくなった」「ゲームで遊ぶことが少なくなった」などの回答もみられた。

■児童ホームを選んでいる理由



■児童ホームの利用が子どもに与えた影響



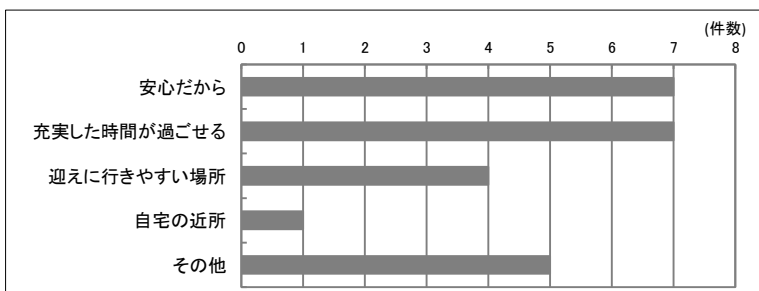
④ 民間事業者が行う放課後児童クラブの利用状況について

利用日数は「3日」と「5日」が最も多く、それぞれ35.7%となっている。

利用時間帯は15時30分から18時が最も多くなっている。

選んでいる理由としては、「安心だから」と「充実した時間」が多くなっている。

■民間事業者が行う放課後児童クラブを選んでいる理由

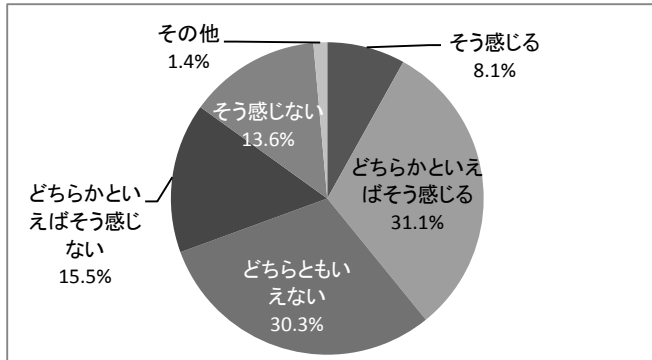


⑤ 子育て支援全般について

ア 地域社会からの見守り

地域社会から見守られていると感じるかどうかについては、「どちらかといえばそう感じる」が最も多く31.1%となっている。

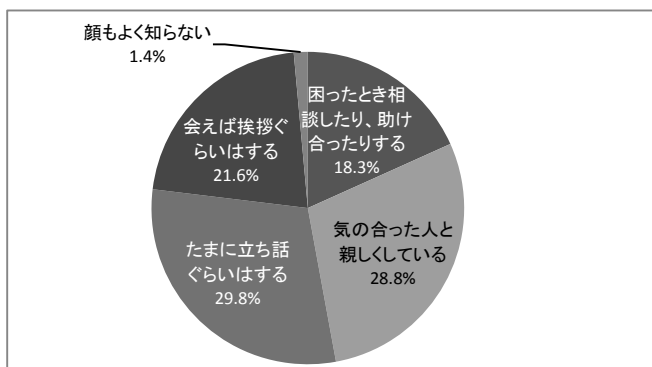
■地域社会から見守られていると感じるかどうか



イ 近所の人とのつき合い方

近所の人との付き合い方としては、「たまに立ち話ぐらいはする」が最も多く29.8%となっている。

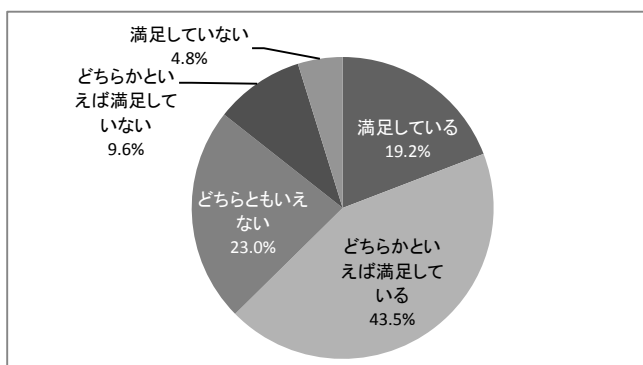
■近所の人とのつき合い方



ウ 子育て生活の満足度

「どちらかといえば満足している」との回答が最も多く、43.5%となっている。

■子育てをしている現在の生活の満足度



第2部 各論

第4章 子ども・子育て支援事業

(1) 教育・保育事業の充実（待機児童の解消）

《現況と課題》

平成26年4月現在、座間市には、認可保育園が19園（市立9園、私立10園）認可外保育園が3園（認定保育施設1園、届出保育施設2園）あります。

また、学校教育法にもとづく認可を受けた幼稚園が9園（すべて私立）あります。待機児童の推移については表2のとおりとなっています。

表1 教育・保育施設の整備状況

（平成26年4月1日現在）

認可保育園				
市内保育園数		総定員数	入所児童数	待機児童数
公立	私立			
9園	10園	1,362人	1,397人	39人

認可外保育園				
保育園数		総定員数	入所児童数	
認定保育施設	1園		82人	74人
届出保育施設	2園	45人	26人	

（平成26年5月1日現在）

幼稚園		
幼稚園数	認可定員数 ^{※1}	入園児童数 ^{※2}
9園	2,132人	2,086人

※1 認可定員数は市内幼稚園の認可定員数の合計。

※2 入園児童数は市外通園児も含む。

（平成26年10月1日現在）

認定こども園
座間市において認定こども園はありませんが、今後、認定こども園への移行を希望してくる施設があった際には、教育・保育のニーズ状況を踏まえながら、認可権限を持つ県と調整を図ってまいります。

表2 就学前児童数・保育園入園定員・保育園待機児童数の推移

資料：市保育課調べ (人)

年度	就学前児童数	保育所入園定員	保育園待機児童数
平成22年度	6,742	1,288	34
平成23年度	6,746	1,318	39
平成24年度	6,628	1,318	41
平成25年度	6,584	1,348	43
平成26年度	6,400	1,362	39

《確保方策》

確保量が量の見込みに満たないものについては、今後、施設整備等により確保量の拡充に取り組みます。

表3 教育・保育施設の量の見込みと確保量

(人)

区分	子どもの年齢		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
1号認定	3~5歳	量の見込み①	1,946	1,955	1,918	1,943	1,932
		確保量②*	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210
		差 ②-①	264	255	292	267	278
2号認定	3~5歳	量の見込み①	809	815	806	820	814
		確保量 ②	919	919	919	876	876
		差 ②-①	110	104	113	56	62
3号認定	0歳	量の見込み①	144	143	142	141	138
		確保量②	128	130	138	131	138
		差 ②-①	▲16	▲13	▲4	▲10	0
	1~2歳	量の見込み①	432	430	428	424	420
		確保量②	397	413	422	408	420
		差 ②-①	▲35	▲17	▲6	▲16	0
	合計	量の見込み①	576	573	570	565	558
		確保量②	525	543	560	539	558
		差 ②-①	▲51	▲30	▲10	▲26	0

*1号認定：満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

*2号認定：満3歳以上で、保育園等での保育を希望される場合

*3号認定：満3歳未満で、保育園等での保育を希望される場合

※平成27年4月以降施設型給付へ移行する2園の定員増を含む

表4 具体的な確保方策

確保の方策	事業量（定員数等）	目標年度
保育所の整備等による定員増	18人増	平成28年度
	17人増	平成29年度
	18人増	平成30年度
	19人増	平成31年度

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情にあわせて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で13事業が示されており、本市では9事業を実施します。

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

《現況と課題》

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。

フリースペースの開放などにより、保護者同士、子ども同士が気軽に集い交流を持つことができ、友達作りや情報交換など、親子で楽しく過ごすことができます。

また、常駐している職員による育児相談、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習会等も行っており、保護者の子育てへの負担感の緩和、社会的孤立の解消などを図っています。

本市では、平成26年度現在、東原地区（平成13年10月開設）、相模が丘地区（平成16年7月開設）の2地区において子育て支援センターを運営しています。

来所者数は、平成20年度・約2万2千人から平成25年度には約2万7千人へと増加傾向にあります。

利用者が乳幼児とその保護者であるため、身近な地域に設置することにより、利用しやすい環境が求められています。

表5 子育て支援センター利用状況

資料：市子育て支援課調べ

子育て支援センター		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
東原地区	来所者数（人）	16,804	15,880	15,520	17,216	18,115	20,243
	相談件数（件）	1,563	1,564	2,100	2,024	1,808	1,700
相模が丘地区	来所者数（人）	6,057	6,245	5,836	6,533	6,739	7,012
	相談件数（件）	73	60	108	141	78	47

《確保方策》

現在は子育て支援センターの利用者数が「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」の結果を大きく上回っていますが、ニーズ調査の自由回答には、子育てのサポートに対して、「心配事などをよく聞いてくれる窓口」、「何時でも問い合わせができる窓口」が欲しいなどの要望が多数寄せられました。

今後さらなる利用増が見込まれることから、現在行っている相談業務をさらに充実させ積極的に広報に努めるとともに、地域的な片寄りをなくし、さらなる利用増に対応するため、平成27年度に西部地区に1か所新設し、計3か所で子育てに対する様々な支援を行っていきます。

表6 量の見込みと確保量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（人）	4,364	4,337	4,306	4,272	4,223
確保量（か所数）	3	3	3	3	3

表7 具体的な確保方策

確保の方策	事業量（か所数）	目標年度
（仮称）第3子育て支援センターの新設	1か所	平成27年度

② 一時預かり事業

《現況と課題》

急な用事や短期のパートタイム就労など、家庭で一時的に保育が困難となった場合の乳幼児について、主に昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

座間市では、平成26年4月1日現在、6つの認可保育園、ファミリー・サポート・センター事業において実施されています。また、平成27年度からは市の事業として、幼稚園においても一時預かり事業が開始される予定です。

今後は、地域的バランスを考慮するなど、利用しやすい環境整備が必要となります。

【保育園等】

表8 利用実績

一時預かり施設（平成26年4月1日）	一時預かり人数（平成25年度）
市内保育園6園 （平成26年度1園増）	市内保育園5園 4,354人

《確保方策》

一時預かりのニーズは増加傾向にあることから、地域的バランスを考慮して、平成29年度より新たに1施設での一時預かり実施に向けて取り組みます。

表9 量の見込みと確保量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（人）	7,140	7,140	7,140	7,140	7,140
確保量（施設数）	6	6	7	7	7

表10 具体的な確保方策

確保の方策	事業量（か所数）	目標年度
一時預かりを新たに1施設で実施	1か所	平成29年度

【幼稚園】

《確保方策》

現在、座間市の事業としては実施しておりませんが、各幼稚園において私学助成の補助により実施されています。今後、市の事業として実施しますが、現状同様充足できる見込みです。

表11 量の見込みと確保量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（延人数）	22,472	22,684	22,260	22,472	22,260
確保量（施設数）	8	8	8	8	8

【ファミリー・サポート・センター事業】

表12 利用実績

一時預かり人数（平成25年度）
210人

《確保方策》

現在、利用については充足しています。今後についても現状同様充足できる見込みです。今後は会員増加に向けて努めていきます。

表13 量の見込みと確保量

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	210	210	210	210	210
確保量	210	210	210	210	210

③ 病児保育事業

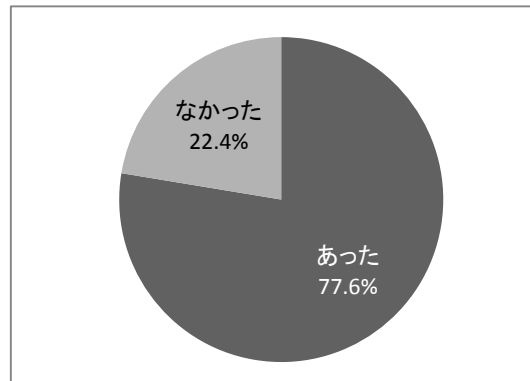
《現況と課題》

児童が病氣中または病氣の回復期にあり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、保護者が就労している等の理由で自宅での保育が困難な場合、児童を一時的に保育する事業です。

平成26年度現在、座間市には病氣の回復期にある児童を一時的に保育する施設が1施設あります。

子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果によれば、1年間に子どもが病氣やけがで保育園等を利用できなかったことがあったかどうかについては、約8割の保護者が「あった」と答えています。

病児保育事業は、付設する専用スペースを設けることや看護師等を配置することなどの条件が設けられており、こうした条件が事業実施の課題となっています。



就学前児童 回答数478

資料：座間市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

図1 病氣やけがで保育園等を利用できなかったことはありますか

《確保方策》

病児保育事業については、ニーズ調査において要望が高かったことから、平成29年度より新たに1施設での実施に向けて取り組みます。

表14 量の見込みと確保量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	600	600	600	600	600
確保量 ②	220	220	700	700	700
差異 ②—①	▲380	▲380	100	100	100

(人)

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

《現況と課題》

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と当該援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域の中で助け合いながら子育て支援を推進することを目的とした事業です。

ニーズ調査結果によれば、最も多い利用内容は「保育園等への送迎」となっています。今後は、利用会員に対して協力会員が少ないことから協力会員の増加に努める必要があります。

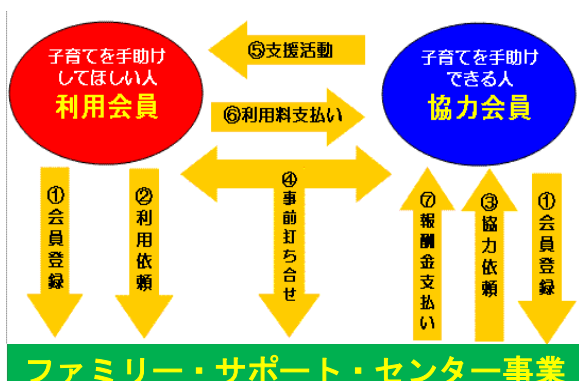


図2 ファミリー・サポート・センター事業の仕組み

年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用会員数	286	305	303
協力会員数	96	106	96
両会員数	4	5	4
合計	386	416	403
利用回数	2,412	3,321	2,454

表15 会員登録数と利用回数の推移

《確保方策》

今後もファミリー・サポート・センター事業についての周知に努めるとともに、協力会員の増加に取り組んでいきます。

表16 量の見込みと確保量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	1,273	1,271	1,283	1,271	1,259
確保量 ②	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
差異 ②-①	7	9	▲3	9	21

⑤ 妊婦健康診査事業

《現況と課題》

妊婦とおなかの赤ちゃんの健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

《確保方策》

量の見込みは、人口推計から出生数の伸び率を参酌し算出しました。今後とも、県の産科婦人科医会が委託している医療機関等に委託して、国の示す「標準的な審査項目」に従う検査を実施し、妊婦と胎児の健康管理に努めます。

表17 量の見込みと確保方策

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	13,064	13,064	13,064	13,064	13,064
確保量 ②	13,064	13,064	13,064	13,064	13,064
差異 ②-①	0	0	0	0	0

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

《現況と課題》

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握を実施しています。

《確保方策》

量の見込みは、人口推計の出生数から、新生児・未熟児・地区担当の各訪問数見込みを差し引き算出しました。今後も引き続き実施していきます。

表18 量の見込みと確保方策

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	500	500	500	500	500
確保量 ②	500	500	500	500	500
差異 ②-①	0	0	0	0	0

⑦ 養育支援訪問事業

《現況と課題》

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

《確保方策》

量の見込みは月当たり1名を見込み、平成28年度から実施することとしています。

表19 量の見込みと確保方策

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	12	12	12	12	12
確保量 ②	0	12	12	12	12
差異 ②-①	▲12	0	0	0	0

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化】

《現況と課題》

社会環境からみられる核家族化の進むなか、家族・近隣から子育てについてのアドバイスや一緒にかかわり対応してもらえることが少なくなり、ひとりで抱えることで不安や負担・孤独さを感じている親が多くなり、近年悲惨な虐待事件が報道され、深刻な社会問題となっています。

このような事態に対応するため、座間市では「要保護児童対策地域協議会」（以下「地域ネットワーク」）を設置し、児童相談所、警察、学校などの関係機関と連携して児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を行います。

《確保方策》

研修等に積極的に参加し地域ネットワーク関係職員の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

⑧ 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

《現況と課題》

小学校に就学している児童が放課後、保護者が就労、就学、疾病などにより、授業終了後に家庭での保育が十分にできない場合に、保護者の帰宅までの保育を行う事業です。

本市では児童ホームの名称で市内に13か所整備されており、平成26年現在定員数は合計665人、施設当たりの定員数は、40人～60人となっています。設置場所は小学校が4か所、児童館が3か所、コミュニティセンター内が5か所、福祉支援施設併設が1か所となっています。

表20 児童ホームの整備状況と入所状況

	H24年度	H25年度	H26年度
施設数（か所数）	13	13	13
定員数（人）	665	665	665
入所人数（人）	611	608	609
待機児童（人）	4	5	37

各年4月1日現在

表21 学年別入所状況

(人)

	H24年度	H25年度	H26年度
1年	231	218	219
2年	208	227	196
3年	170	154	186
4年	2	9	8

※平成26年までは4年生は障がい児、母子・父子世帯、一人っ子、弟・妹が児童ホーム、保育園に通っている場合のみ入所可能でした。

《確保方策》

量の見込みは、1～3年生については過去3年間の実績により児童数に対する利用希望割合から算出しました。4～6年生については実績がないため、児童の学年毎の増加率と前学年の推計利用希望人数により算出しました。

現状でも待機児童が発生するなど需要が大きいことから、平成28年度に1施設増設することとしています。

表22 量の見込みと確保方策

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（人） ①	746	723	736	706	715
確保量（人） ②	665	715	715	715	715
差異 ②-①	▲81	▲8	▲21	9	0
施設数（か所）	13	14	14	14	14

⑨ 延長保育事業

《現況と課題》

保護者の勤務形態等の事情によって、保育園の11時間の開所時間を超えた時間帯において保育を実施する事業です。現在市内19の保育園で実施されています。

《確保方策》

延長保育事業につきましては、市内認可保育園全園で実施されています。

表23 量の見込みと確保方策

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量の見込み（人）	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	
確保方策	確保量（人）	24,000	24,000	24,000	28,500	28,500
	実施施設数（か所）	19	19	19	20	20

⑩ 利用者支援事業

《現況と課題》

子育て世帯や妊娠している方が、保育所及びその他の子育て支援制度等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う必要がある。

《確保方策》

保育所及びその他の子育て支援制度等を円滑に利用できるよう、また必要に応じて相談・助言等を行うため、園長を経験したことのある公立保育士OBを保育コンシェルジュとして座間市子ども未来部保育課に配属する。

《量の見込み》

箇所

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
量の見込み	—	1	1	1	1
確保方策	—	1	1	1	1

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

《現況と課題》

低所得で生計が困難である者の子どもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、もって子どものすこやかな成長を支援する必要がある。

《確保方策》

上記実費徴収額に対して、市が一部補助する。

第5章 その他の関連事業の展開

(1) 次世代育成支援（子育て支援）行動計画から継承する事業等

座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間における集中的・計画的な取り組みを推進するため、行動計画を策定し、毎年事業を評価・点検し、推進してきました。

平成27年度からは、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定は任意となったことから、他計画に記載のある事業や、達成度が高かった事業を除き、座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画の内容を本計画に継承し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることにします。

① 安心して子育てできる地域の支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

《主要施策の基本方針》

子どもの年代に応じた子育てのニーズや子育ての悩み、不安を解消するためには、適切な相談や助言が必要であり、きめ細かな相談機能を充実させるとともに、子育てに関する情報提供を推進していきます。

《施策の展開》

表2-4 地域における子育て支援サービスの充実のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
新生児訪問指導	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	訪問マニュアルに基づき更なる支援体制の充実を図っていきます。	健康づくり課
乳幼児訪問指導	育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。	適切な時期に訪問を実施し、育児支援を図っていきます。	健康づくり課
妊婦相談	身体的・精神的に不安定な妊婦に対し、保健師が電話等で日常生活全般の保健指導を行います。また、新生児訪問・乳幼児訪問等で継続的な指導を行っていきます。	妊娠届出書からフォローが必要なケースは地区担当の保健師が継続して支援を行います。	健康づくり課

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
育児相談	市民健康センターを中心に市内5か所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	平成25年度から市民健康センターで予防接種相談を開催しました。また、平成26年度から市民健康センター障がい福祉課事業の発達相談を同時開催します。	健康づくり課
児童相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、専門相談員を配置し、適切に相談に応じ、関係機関と対応していきます。	相談件数は大幅に増えていきます。このため、相談の充実を図ります。	子育て支援課

イ 子どもの健全育成

《主要施策の基本方針》

公民館、青少年センター、コミュニティセンター、その他の公共施設の開放など、子どもたちが仲間や地域の人々と共に伸び伸び過ごせる居場所づくりに努めていきます。

さらに、地域と一体となった形で健全育成を図るべく、地域ボランティア、子ども会、自治会等が連携して対処できるような参加・協力体制の整備に努めていきます。

《施策の展開》

表25 子どもの健全育成のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
青少年センター活動事業	青少年センターを活動拠点として、小中学生を対象にした短期教室・講座の開催、青少年フェスティバルの開催等、青少年の健全育成の充実に努めます。	講座については定着したのもも多く、毎回定員を超えての応募があります。フェスティバルについては参加団体の高齢化などがあり、新規の団体が参加し易いように取り組んでいきます。	青少年課
協力団体の支援	青少年が地域と共に活動できるように、地域の協力団体の活動を支援します。	地域ごとに抱える問題が異なるため、相互の連絡を密にし、的確な支援を行っていきます。	青少年課
ジュニア・リーダーの発掘・養成	子ども会等の行事や活動をサポートする中高生（ジュニア・リーダー）の発掘・養成に努めます。	日程の都合等により、地域からの派遣要請にこたえられないケースがあることから、より多くの人員を育成し、要請に対応できる体制作りを目指していきます。	青少年課
青少年相談	青少年が直面するあらゆる問題に対し、青少年相談員、青少年心理相談員が対応します。	青少年が直面するあらゆる問題についての相談を受け、発達過程に対応した必要な指導・助言を心がけるよう努めます。また、関係機関と連携し、問題の早期発見解決に取り組んでいきます。	青少年課

ウ 保育サービスの充実

《主要施策の基本方針》

女性の社会進出や就業形態の変化等を背景として、保育園の利用を希望する児童の割合は年々増加しています。

多様化する保育ニーズに対応するため、休日保育の充実を目指します。

《施策の展開》

表26 保育サービスの充実のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
休日保育事業	日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」の充実を目指します。	利用希望者の動向を考慮しながら検討していきます。	保育課

② 親子が健やかに育つための支援

ア 子どもや母親の健康の確保

《主要施策の基本方針》

安心して妊娠・出産できるよう、母親父親教室のあり方等を検討し、更なる内容の充実を図ります。

成長の著しい乳幼児期は、成長の確認や疾病の早期発見だけでなく、育児不安の軽減や友達作りをしやすいような乳幼児健康診査や育児教室、育児相談等の事業を展開します。

《施策の展開》

表27 子どもや母親の健康の確保のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
母親父親教室	妊娠18～32週の初妊婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施します。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信をつけてもらうことを目的とします。	参加者数が減少しているため、事業のPR方法の検討や、内容の変更について検討します。	健康づくり課

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
離乳食育児 教室「赤ちゃん 生後5〜6か 月」 教室「もぐもぐ 生後7〜8か 月」	概ね生後5〜8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	健やかに赤ちゃんを育てるために、離乳食を中心に、児の発育や発達、育児、予防接種について栄養士・保健師により基礎的知識を得る機会が必要と考えています。このため、参加者が求める内容が提供できているかをアンケートで確認します。	健康づくり課
2歳児歯科 健康診査	むし歯予防の生活習慣が確立する2歳児を対象に健診・教育、予防処置を行い、歯を通して生活を見直す機会とします。	この時期に歯科健診を受け、食生活等を見直し、う蝕の重症化を防ぐ必要があることから、受診率の向上を目指します。	健康づくり課
親子相談	行動発達、言語発達や子どもへのかかわり方について心配のある親子に対し相談を受け、適切な指導を行い親の不安を軽減するとともに子どもの発達を促す助言をします。	親の不安を軽減して幼児の発達を促せるよう、実情に合わせて支援体制を充実していきます。	健康づくり課
乳幼児フォロ ー教室 「わくわく教 室」(1歳6か 月児) 「すくすく教 室」(3歳6か 月児)	親子遊びなどの体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。	参加している親子にあった適切な支援を考えていきます。	健康づくり課
小児医療費 助成制度	小児の健康の増進に資する事を目的に、小児にかかる医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を図ります。	小児の健康の増進、健全な育成に有効であると考えています。このため、平成26年10月1日から、対象年齢を小学校6年生までに拡大しました。	医療課
出生連絡票 受理	出生状況、里帰りの有無等連絡票にて把握し、新生児訪問や産後うつ病等について説明、紹介します。この連絡票を元に新生児訪問の連絡や相談ありと記載のある時に、電話等にて相談を受けます。	育児等の疑問や不安の記載がある場合、適切な助言が行えるような体制を整えていきます。	健康づくり課

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
産婦新生児訪問	保健師・助産師が家庭訪問し、子どもの発育状態を観察した上でその母子に合った授乳方法等について支援します。	新生児の発育及び育児上必要な指導を実施します。また、アンケートから母の気持ちを引き続き支援し、育児不安の解消に努めます。	健康づくり課
乳幼児健康診査	4か月児健康診査…受診者に対し、集団で離乳食開始に向けての話をします。 2歳児歯科健康診査…受診者に対し、集団で飲み物やおやつのとりの方が歯に与える影響などを伝え、良い生活習慣が身につくよう支援します。 4か月児、1歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査…個別栄養相談の機会を設け、子どもの発育、生活習慣、食の自立等個々の家庭に合わせて支援します。 8～10か月児健康診査…個別健診のため、健診票に栄養に関する相談事項が記載されている場合、電話にてフォローを行います。	母親のニーズに答え、各月齢にあわせた発育及び育児上必要な栄養指導を実施できるよう随時検討していきます。	健康づくり課
未熟児訪問指導	出生体重が2,500g未満の未熟児及び養育医療申請児に対し、日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	平成25年度から実施している事業で、退院後、早期に訪問を行い継続支援をしていきます。	健康づくり課
未熟児支援教室	出生体重が2,500g未満の未熟児及び養育医療申請児、その養育者に対し日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	平成25年度年度から実施している事業で、教室への参加を促し、仲間づくりと育児不安の軽減を図っています。また、発育発達に心配がある児に対して、関係機関と連携を取ります。	健康づくり課

③ 子育てに安全・安心な地域づくり

イ 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備

《主要施策の基本方針》

交通安全運動の実施などにより、交通事故の抑制に努めるとともに、安心して外出できるように、防犯灯などの整備の推進、防犯に関する普及啓発活動の実施などにより犯罪の防止を図り、子ども達が被害に遭わない安心して外出できる地域社会の形成を推進します。

《施策の展開》

表28 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境整備のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
防犯啓発活動	くらし安全安心嘱託指導員を配置し、青色防犯パトロール車による防犯パトロールの実施や専門指導員による子どもを対象とした防犯教育の実施に努めます。	防犯パトロールについては、今後も実施回数等の充実に努めます。	安全防災課
防犯灯の設置・管理	犯罪抑止の観点から防犯灯の設置・維持管理を行っており、夜間の交通安全と防犯に努めます。	今後も効率的な防犯灯の設置・管理の充実に努めます。	安全防災課

ウ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

《主要施策の基本方針》

交通安全教育の必要性を重視し、小学校においては交通ルールやマナーを体験的に身に付けさせるために、交通安全教室や自転車の安全な乗り方、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制について指導すると共に、通学路に学童交通安全指導員を配置し、子どもの交通安全指導等に努めます。

《施策の展開》

表29 子どもの交通安全を確保するための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
子どもの交通安全教育	小学校等において、交通安全教室や自転車乗り方教室を実施し、子ども自身の交通安全意識の高まりに努めます。	交通安全教室等を通じ交通安全意識の高揚と事故防止を図るため、今後も事業展開に努めます。	安全防災課
学童交通安全指導員の配置	通学路に学童交通安全指導員を配置し、子どもの交通安全指導等に努めます。	学童交通指導員による交通安全指導等を行うことにより、子ども・歩行者の交通安全の確保と交通安全意識の啓発に取り組みます。	安全防災課

エ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

《主要施策の基本方針》

子どもを犯罪等の被害から守るため、専門補導員や青少年補導員の地区街頭パトロール等を実施するとともに、地域の見守りを強化します。

《施策の展開》

表30 子どもを犯罪等の被害から守るための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
街頭補導活動	青少年の非行防止のため、専門補導員による毎日の街頭パトロールや青少年補導員の地区街頭パトロール等を実施します。また、子どもの健全な成長を支えるため街頭キャンペーンを実施します。	青少年とのコミュニケーションを図る「声かけ」活動を重点に置き、注意、指導等を行いながら、非行防止に取り組みます。	青少年課
こども110番の家	不審者からの声かけ、わいせつ、つきまとい、ちかん行為などから子どもを守る緊急避難場所として「こども110番の家」を充実し、子どもが被害者となる犯罪の防止に努めます。	関係団体との連絡を密にし、劣化破損した看板の交換など、継続的に取り組んでいきます。	青少年課

③ 要保護児童・家庭への自立支援

ア 児童虐待防止対策の充実

《主要施策の基本方針》

児童虐待の防止のために、座間市要保護児童対策協議会において母子保健・保育園・幼稚園・学校・医療機関・警察など、子どもを取り巻くすべての関係者・関係機関が連携し、早期発見、早期対応を図ります。

《施策の展開》

表31 児童虐待防止対策の充実のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
座間市要保護児童対策協議会	関係者・関係機関による座間市要保護児童対策協議会を開催し、必要な支援のための連絡調整を行い、児童虐待の防止と迅速な対応に努めます。	座間市要保護児童対策協議会において関係機関との連携を密にしながら、児童虐待等の対応をしていきます。	子育て支援課

イ 母子家庭等の自立支援の推進

《主要施策の基本方針》

ひとり親家庭は、母親・父親が家計の主たる担い手であると同時に、子どもの養育を一人で行わなければならない状況にあり、ひとり親家庭の母親は就労の困難さを、父親は子育ての困難さをもっています。ひとり親家庭の自立のためには、安心して子供が育てられること、そして、仕事との両立が出来ることが非常に重要であり、子育てや生活の支援、就労の支援、経済的な支援等自立のための支援を行っていきます。

また、ひとり親家庭の母親、父親の様々な悩みを聞き、きめ細かな情報提供ができる相談業務の充実を図ります。

《施策の展開》

表32 母子家庭等の自立支援の推進のための主要施策

支援事業名	支援事業の内容	実施方針	担当課
母子家庭自立支援給付金事業の推進	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費の給付により、雇用の促進を図ります。	平成26年度より、母子家庭等の自立支援を目的とし、教育訓練費の公費負担を20%から40%へ、上限を20万円に増額しています。	子育て支援課
母子家庭等日常生活支援事業の推進	疾病や就労支援のために、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣します。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	子育て支援課
母子父子自立支援員による相談	他の関係機関と連携しながら、子育てや生活、就労などのさまざまな分野の総合窓口として相談に対応します。	支援に係わる事業が父子にも拡充しており、母子・父子の自立支援の総合窓口として有効性のため継続します。	子育て支援課

④ 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み

《主要施策の基本方針》

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国による「放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画策定指針に即して目標・方針を策定し、庁内連携のもとで一体型又は、連携型の児童ホームと放課後子供教室を計画的に整備していきます。

《施策の展開》

表33 児童ホームの平成31年度に達成されるべき目標事業量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人) ①	746	723	736	706	715
確保量(人) ②	665	715	715	715	715
差異 ②-①	▲81	▲8	▲21	9	0
施設数 (か所)	13	14	14	14	14

表34

一体型の児童ホーム及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
施設数目標値(か所)	0	1	2	3	4

表35 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
施設数目標値(か所)	0	1	2	3	4

ア 児童ホーム及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

教育委員会と福祉部局が連携し、事業実施計画を定め、児童ホームと放課後子供教室の一体的な又は連携による実施に向け、地域住民等と協働で取り組んでいく。

イ 小学校の余裕教室等の児童ホーム及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

教育委員会と福祉部局が協力し、既に活用されている余裕教室を含め、一時的に利用可能な教室等についても調査を行い、余裕教室等の積極的な活用を促進する。

ウ 児童ホーム及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

情報共有を目的とした、教育委員会と福祉部局との定例協議会を設置する。

エ 地域の実情に応じた児童ホームの開所時間の延長に係る取組

開所時間延長については、保護者や地域のニーズを踏まえながら、調査検討していく。

※一体型・・・同一の小学校内等で児童ホーム、放課後子供教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの。

※連携型・・・児童ホームと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあって、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、児童ホームの児童も参加できるもの。

参考資料

【資料1】 座間市子ども・子育て支援会議規則

【資料2】 子ども・子育て支援新制度に関する法令等

【資料1】

座間市子ども・子育て会議規則

(平成25年6月25日規則第52号)

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例（昭和48年座間市条例第48号）第3条の規定に基づき、座間市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。〔座間市附属機関の設置に関する条例（昭和48年座間市条例第48号）第3条〕

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第3号に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定等に関し、市長の諮問に依りて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育、保育、保健福祉等の事業に従事する者
- (2) 幼稚園又は保育園の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(別表)

座間市子ども・子育て会議委員名簿

所属機関・団体・役職等は、平成28年7月現在

会議役	所属機関・団体名	役職名	氏名
会長	和泉短期大学	教授	大下 聖治
副会長	座間市社会福祉協議会	会長	大友 奉
	座間市保育会	会長	渡邊 廸子
	座間市商工会	会長	長本 享一
	座間市私立幼稚園連絡協議会	会長	平野 誠司
	相和私立幼稚園協会	会長	山本 安雄
	座間市子育て支援ネットワーク	代表	金子 三枝子
	座間市民生委員児童委員協議会	代表	鈴木 いづみ
	座間市小学校校長会	代表	日向野 亨
	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ風の子	理事長	椎野 一子
	公募（保育園児の保護者）		関 晴美
	公募（幼稚園児の保護者）		青木 満代
	公募市民		小澤 ゆり

※任期：平成28年7月27日～平成30年7月26日

【資料2】 子ども・子育て支援新制度に関する法令等

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）

- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）